

令和 7 年度大気環境の状況について

令和 8 年 7 月

神奈川県環境農政局環境部

目 次

頁

I 大気汚染常時監視測定結果

1 測定結果の概要	1
2 二酸化窒素 (NO ₂) の状況	3
3 浮遊粒子状物質 (SPM) の状況	5
4 微小粒子状物質 (PM _{2.5}) の状況	7
5 光化学オキシダント (O _x) の状況	9
6 二酸化硫黄 (SO ₂) の状況	1 2
7 一酸化炭素 (CO) の状況	1 3
8 年平均値及び環境基準達成状況	1 4

II 有害大気汚染物質等モニタリング調査結果

1 実施期間	1 6
2 対象物質	1 6
3 測定地点	1 7
4 測定方法	1 8
5 測定結果等	1 9
(参考1) 大気汚染物質について	2 6
(参考2) 有害大気汚染物質等について	2 7

I 大気汚染常時監視測定結果

県は、県内の大気汚染の状況を把握するため、大気汚染防止法の政令市である横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市とともに、同法第22条に基づき、大気汚染物質である二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化硫黄及び一酸化炭素等の常時監視を行っている。令和7年度の測定結果は次のとおりである。

1 測定結果の概要

(1) 一般環境大気測定局^{注1)} (表1)

表1 一般環境大気測定局における測定結果概要

物 質	環境基準 達成状況	年平均値	概 況
二酸化窒素 (NO ₂)	54 局中 54 局 (100 %)	0.010 ppm	平成 15 年度から引き続き全測定局で環境基準を達成している。 年平均値は、近年、緩やかな低下傾向にある。
浮遊粒子状物質 (SPM)	58 局中 58 局 (100 %)	0.015 mg/m ³	平成 27 年度から引き続き全測定局で環境基準を達成している。 年平均値は、近年、横ばいで推移している。
微小粒子状物質 (PM2.5)	48 局中 48 局 (100 %)	8.7 µg/m ³	平成 28 年度から引き続き全測定局で環境基準を達成している。 年平均値は、近年、横ばいで推移している。
光化学オキシダント (O _x)	61 局中 0 局 (0.0 %)	0.047 ppm ^{注2)}	全測定局で環境基準を達成しなかった。 一方、光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための指標（日最高8時間値の年間 99 パーセンタイル値の3年移動平均値）は、緩やかな低下傾向にある。光化学スモッグ注意報の発令日数は4日、被害届出者数は0人で、令和6年（発令日数12日、被害届出者数7人）と比較して減少した。
二酸化硫黄 (SO ₂)	47 局中 47 局 (100 %)	0.001 ppm	平成 27 年度に箱根山大涌谷周辺の火山活動の影響により1局非達成となったことを除き、昭和 55 年度から引き続き全測定局で環境基準を達成している。 年平均値は、昭和 40 年代、50 年代に比べ著しく低下し、近年、横ばいで推移している。
一酸化炭素 (CO)	3 局中 3 局 (100 %)	0.2 ppm	昭和 48 年度から引き続き全測定局で環境基準を達成している。 年平均値は、昭和 40 年代、50 年代に比べ著しく低下し、近年、横ばいで推移している。

注1) 人が常時生活し活動している地域全体の大気環境の状況を常時監視するための測定局で、2ページの注1)の自動車排出ガス測定局以外のもの

注2) 昼間（5～20時）の日最高1時間値の年平均値

(2) 自動車排出ガス測定局^{注1)} (表 2)

表 2 自動車排出ガス測定局における測定結果概要

物 質	環境基準 達成状況	年平均値	概 況
二酸化窒素 (NO ₂)	28 局中 28 局 (100 %)	0.014 ppm	平成 27 年度から引き続き全測定局で環境基準を達成している。 年平均値は、近年、緩やかな低下傾向にある。
浮遊粒子状物質 (SPM)	27 局中 27 局 ^{注2)} (100 %)	0.015 mg/m ³	平成 26 年度から引き続き全測定局で環境基準を達成している。 年平均値は、近年、横ばいで推移している。
微小粒子状物質 (PM2.5)	21 局中 21 局 (100 %)	9.0 µg/m ³	平成28年度から引き続き全測定局で環境基準を達成した。 年平均値は、昭和 40 年代、50 年代に比べ著しく低下し、近年、横ばいで推移している。
一酸化炭素 (CO)	11 局中 11 局 (100 %)	0.3 ppm	昭和57年度から引き続き全測定局で環境基準を達成している。 年平均値は、昭和 40 年代、50 年代に比べ著しく低下し、近年、横ばいで推移している。

注1) 自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近において大気環境の状況を常時監視するための測定局

注2) 長期的評価（5ページの浮遊粒子状物質の環境基準の評価方法についての欄を参照）

2 二酸化窒素 (NO₂) の状況

二酸化窒素は、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）58 局、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）30 局の合計 88 局で測定を行った。このうち、年間6,000時間以上測定した、環境基準の評価対象となる有効測定局は一般局 54 局、自排局 28 局の合計 82 局であった。

※ 二酸化窒素の環境基準の評価方法について

○ 環境基準

1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

○ 環境基準の評価方法

年間にわたる 1 日平均値のうち、測定値の低い方から数えて98%に相当するもの（365日分の測定値がある場合は358日目の測定値。以下「年間98%値」という。）が0.06 ppm 以下であること。
注：有効測定時間が6,000時間に満たないものは、環境基準の評価対象とせず、参考値とする。

※ 県の環境目標

二酸化窒素の年平均値が 0.02 ppm 以下であること。

(1) 環境基準等の達成状況

ア 環境基準の達成状況（表3、図1）

有効測定局 82 局すべてで環境基準を達成した。

表3 環境基準の達成状況

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般局	58/58 局	58/58 局	54/54 局
	100 %	100 %	100 %
自排局	30/30 局	30/30 局	28/28 局
	100 %	100 %	100 %
全 局	88/88 局	88/88 局	82/82 局
	100 %	100 %	100 %

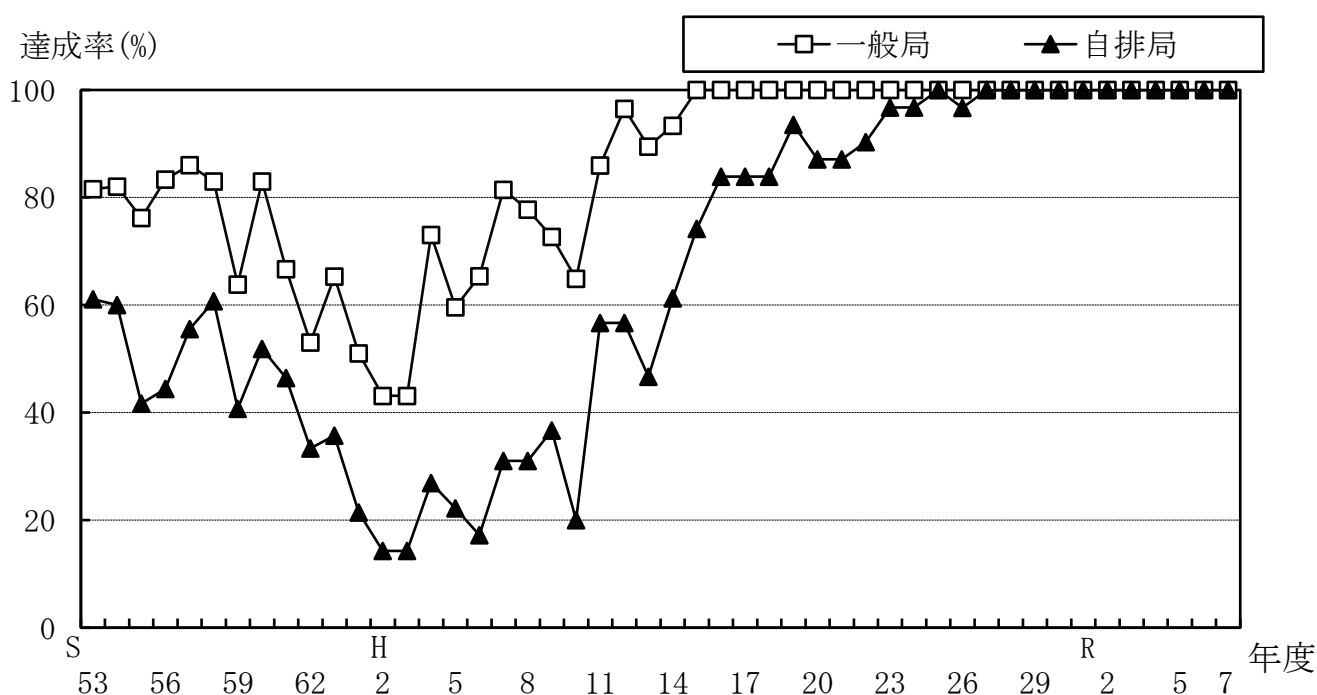


図1 二酸化窒素 (NO₂) に係る環境基準達成率の経年推移

イ 県の環境目標の達成状況（表4）

82 局のうち 80 局（一般局 54 局のうち 54 局、自排局 28 局のうち 26 局）で達成した。達成率は 97.6%であり、一般局については、前年度に引き続き、全局で県の環境目標を達成した。

表4 県の環境目標の達成状況

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
達成局	85/88	86/88	80/82
達成率	96.6 %	97.7 %	97.6 %

(2) 年平均値の経年推移（図2）

82 局のうち、一般局 54 局の年平均値は 0.010 ppm（令和6年度 0.010 ppm）、自排局 28 局の年平均値は 0.014 ppm（令和6年度 0.014 ppm）であり、近年、一般局、自排局ともに緩やかな低下傾向にある。

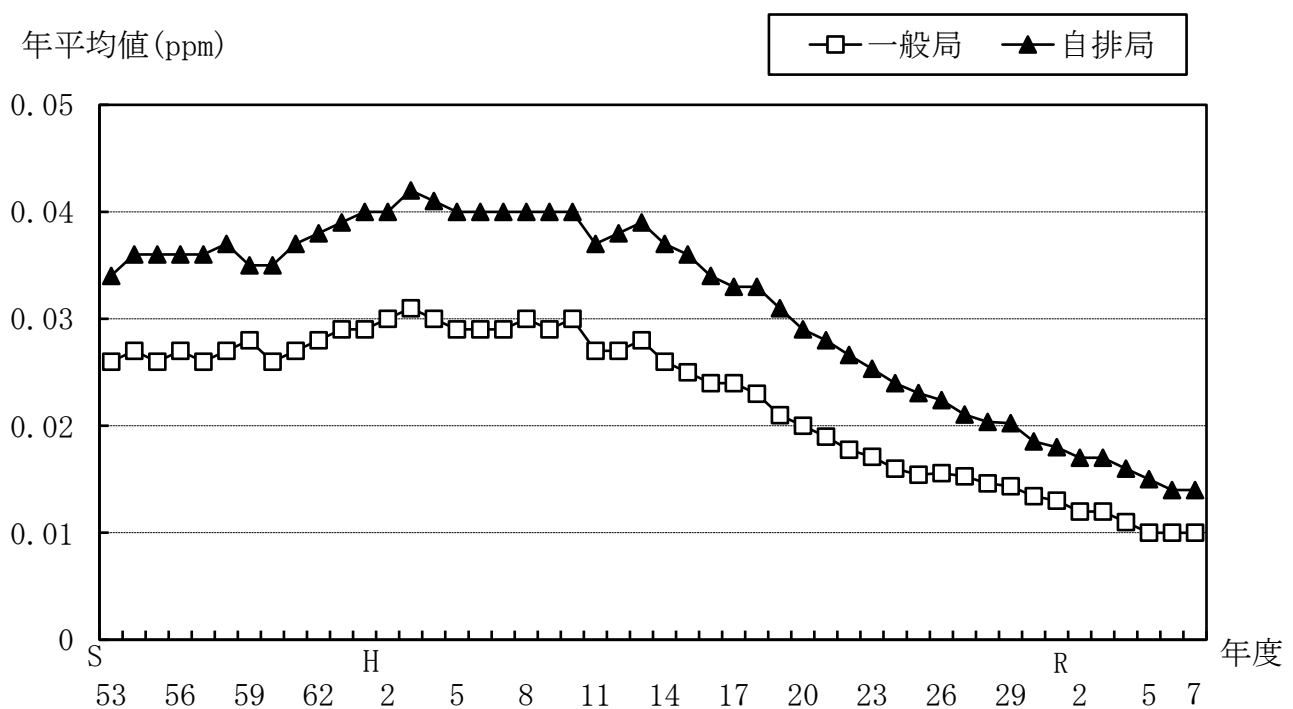


図2 二酸化窒素(NO₂)の年平均値の経年推移

3 浮遊粒子状物質（SPM）の状況

浮遊粒子状物質は、一般局 58 局、自排局 28 局の合計 86 局で測定を行った。このうち、年間 6,000 時間以上測定した、環境基準の評価対象となる有効測定局は一般局 58 局、自排局 27 局の合計 85 局であった。

※ 浮遊粒子状物質の環境基準の評価方法について

○ 環境基準

1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m^3 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m^3 以下であること。

○ 環境基準の評価方法

< 長期的評価 >

年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、測定値の高い方から数えて 2 % の範囲内にあるもの（365 日分の測定値がある場合は 7 日分の測定値）を除外した後の最高値（以下「2 % 除外値」という。）が 0.10 mg/m^3 以下であり、かつ、年間を通じて 1 日平均値が 0.10 mg/m^3 を超える日が 2 日以上連続しないこと。

< 短期的評価 >

すべての 1 日平均値が 0.10 mg/m^3 以下であり、かつ、1 時間値が、 0.20 mg/m^3 以下であること。

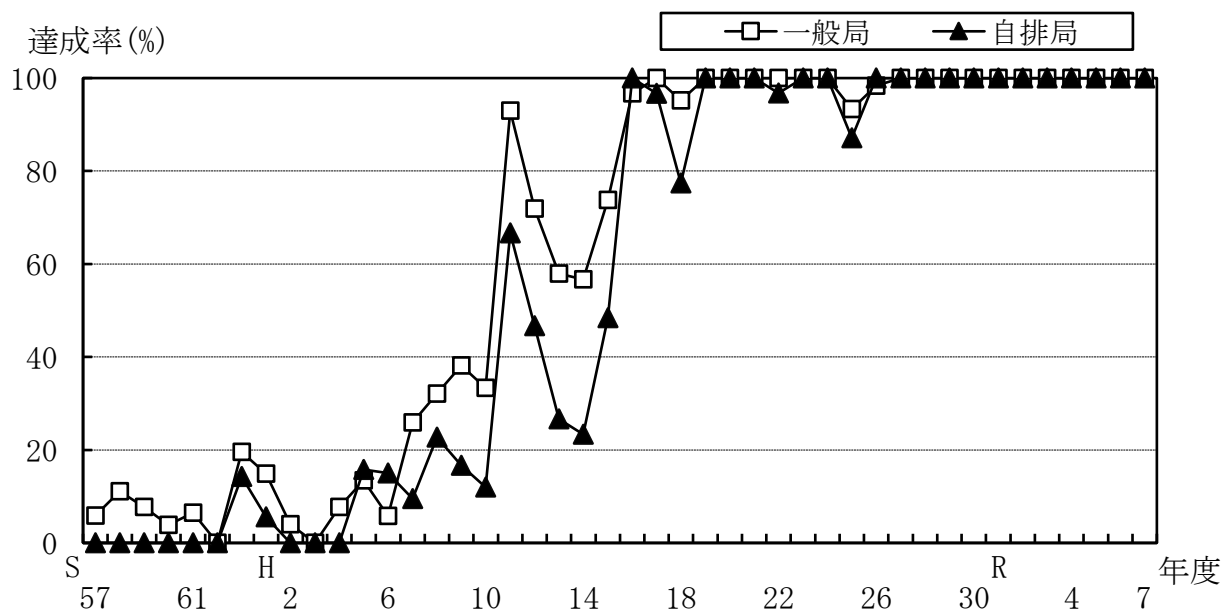
注：有効測定時間が 6,000 時間に満たないものは、環境基準の評価対象とせずに、参考値とする。

(1) 環境基準の達成状況（表 5、図 3）

有効測定局 85 局すべてで環境基準を達成した。

表 5 環境基準の達成状況

区分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
一般局	60/60 局	58/58 局	58/58 局
	100 %	100 %	100 %
自排局	30/30 局	28/28 局	27/27 局
	100 %	100 %	100 %
全 局	90/90 局	86/86 局	85/85 局
	100 %	100 %	100 %



(2) 年平均値の経年推移 (図4)

85 局のうち、一般局 58 局の年平均値は 0.015 mg/m^3 (令和6年度 0.014 mg/m^3)、自排局 27 局の年平均値は 0.015 mg/m^3 (令和6年度 0.014 mg/m^3) であり、近年、横ばいで推移しており、一般局と自排局の差はほとんど見られない。

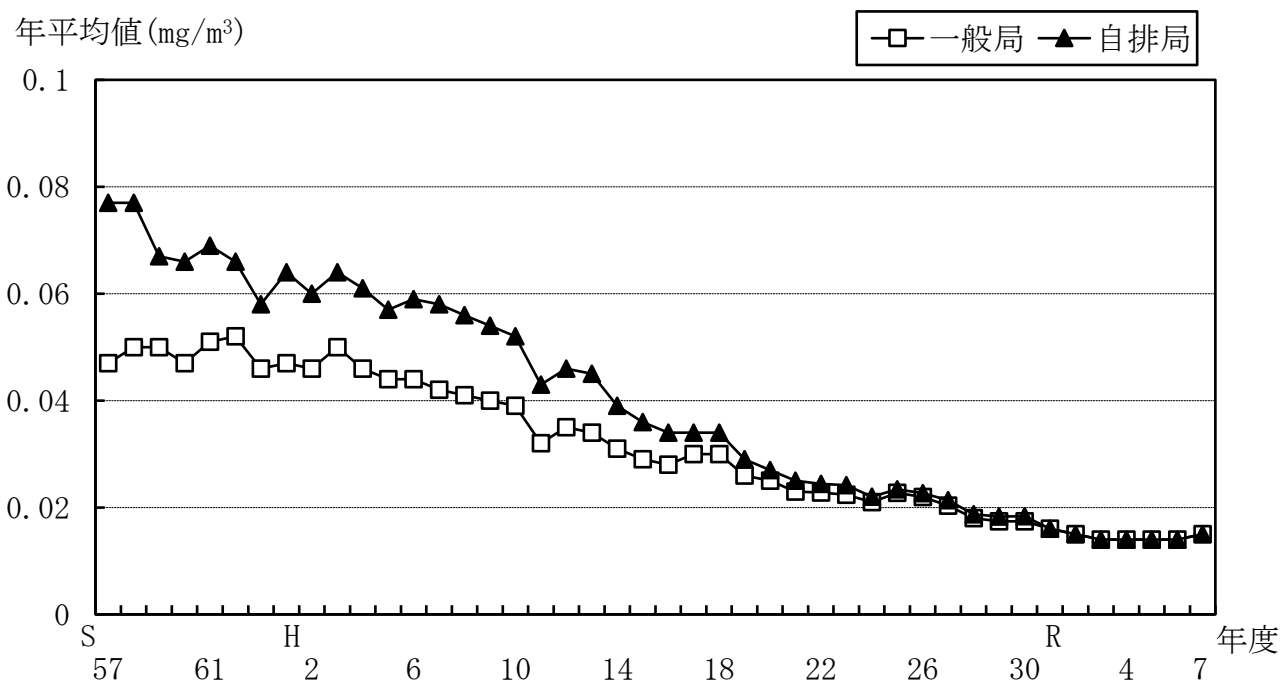


図4 浮遊粒子状物質 (SPM) の年平均値の経年推移

4 微小粒子状物質 (PM2.5) の状況

微小粒子状物質 (PM2.5) は、一般局 49 局、自排局 22 局の合計 71 局で測定を行った。このうち、年間 250 日以上測定し、環境基準の評価対象となる有効測定局は一般局 48 局、自排局 21 局の合計 69 局であった。

※ 微小粒子状物質の環境基準の評価方法について

○ 環境基準

1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

○ 環境基準の評価方法

長期基準に関する評価と短期基準に関する評価を各々行った上で、両方を満足した測定局について、環境基準が達成されたと判断する。

<長期基準に関する評価>

1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

<短期基準に関する評価>

年間にわたる 1 日平均値のうち、年間 98 パーセンタイル値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

注： 標準測定法と等価性を有する自動測定機で測定している測定局で、かつ、年間測定日数が 250 日以上 の測定局 (有効測定局) における測定結果が評価対象となる。

※ 微小粒子状物質の高濃度予報について

県は、国が平成 25 年 3 月に示した「注意喚起のための暫定指針」に基づき、一般局において日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (暫定指針値) を超える場合に注意喚起を行うため、平成 25 年から、午前 8 時の時点と午後 1 時の時点で高濃度予報を行っている。

(1) 環境基準の達成状況 (表 6、図 5)

有効測定局 69 局すべてで環境基準を達成した。

表 6 環境基準の達成状況

区分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
一般局	49/49	49/49	48/48
	100 %	100 %	100 %
自排局	22/22	22/22	21/21
	100 %	100 %	100 %
全 局	71/71	71/71	69/69
	100 %	100 %	100 %

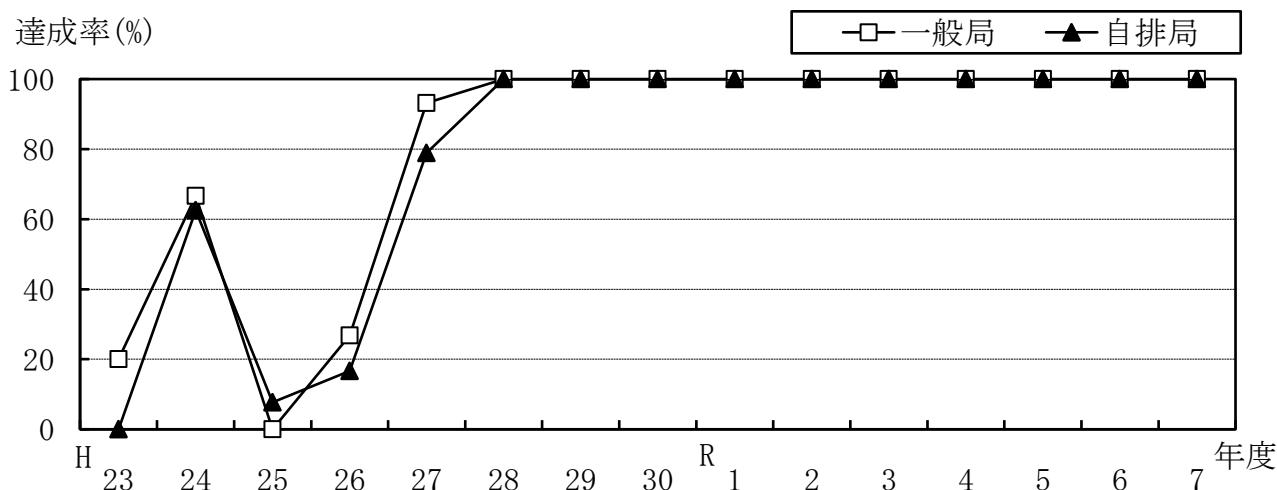


図 5 微小粒子状物質 (PM2.5) に係る環境基準達成率の経年推移

(2) 年平均値の推移 (図6)

有効測定局 69 局のうち、一般局 48 局の年平均値は $8.7 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (令和6年度 $8.3 \mu\text{g}/\text{m}^3$)、自排局 21 局の年平均値は $9.0 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (令和6年度 $8.7 \mu\text{g}/\text{m}^3$) であり、近年、一般局、自排局ともに横ばいで推移している。

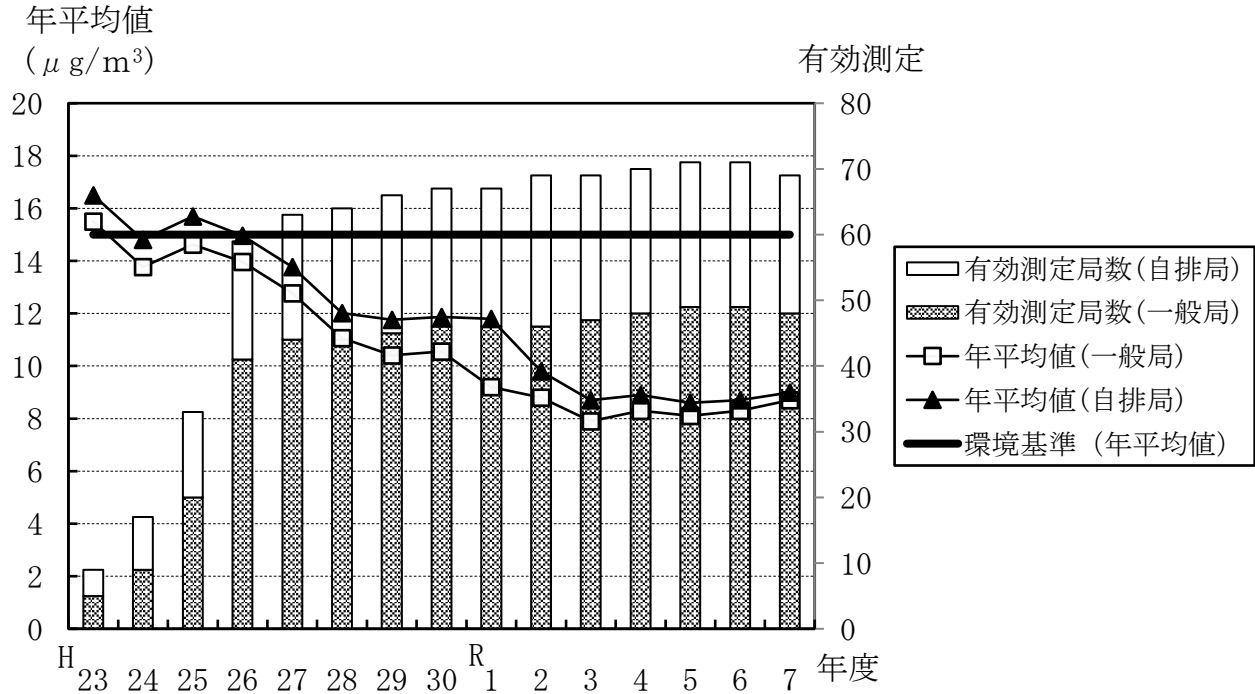


図6 微小粒子状物質 (PM2.5) の年平均値及び有効測定局数の経年推移

(3) 高濃度予報による注意喚起の状況

令和7年度は、高濃度予報による注意喚起を行う測定値に達した日はなかった。

5 光化学オキシダント (Ox) の状況

光化学オキシダントは、一般局 61 局で測定を行った。

※ 光化学オキシダントの環境基準の評価方法について

○ 環境基準

1 時間値が 0.06 ppm 以下であること。

○ 環境基準の評価方法

昼間（5～20 時）の 1 時間値が環境基準を超えないこと。

※ 光化学スモッグ注意報の発令基準について

光化学オキシダント濃度の 1 時間値が 0.12 ppm 以上となり、その状態が継続すると認められる時

(1) 環境基準の達成状況

全測定局において環境基準を達成しなかった。

(2) 光化学オキシダント濃度の長期的な変化（図 7、8）

平成 26 年 9 月、環境省から、光化学オキシダント濃度の長期的な変化を評価するための指標（日最高 8 時間値の年間 99 パーセンタイル値の 3 年移動平均値）が示された。県内の経年変化を見ると、緩やかな低下傾向にある（図 7）。また、一定濃度以上となる局数の割合の経年変化を見ると、近年、90 ppb 以上の局数が減少傾向にある（図 8）。

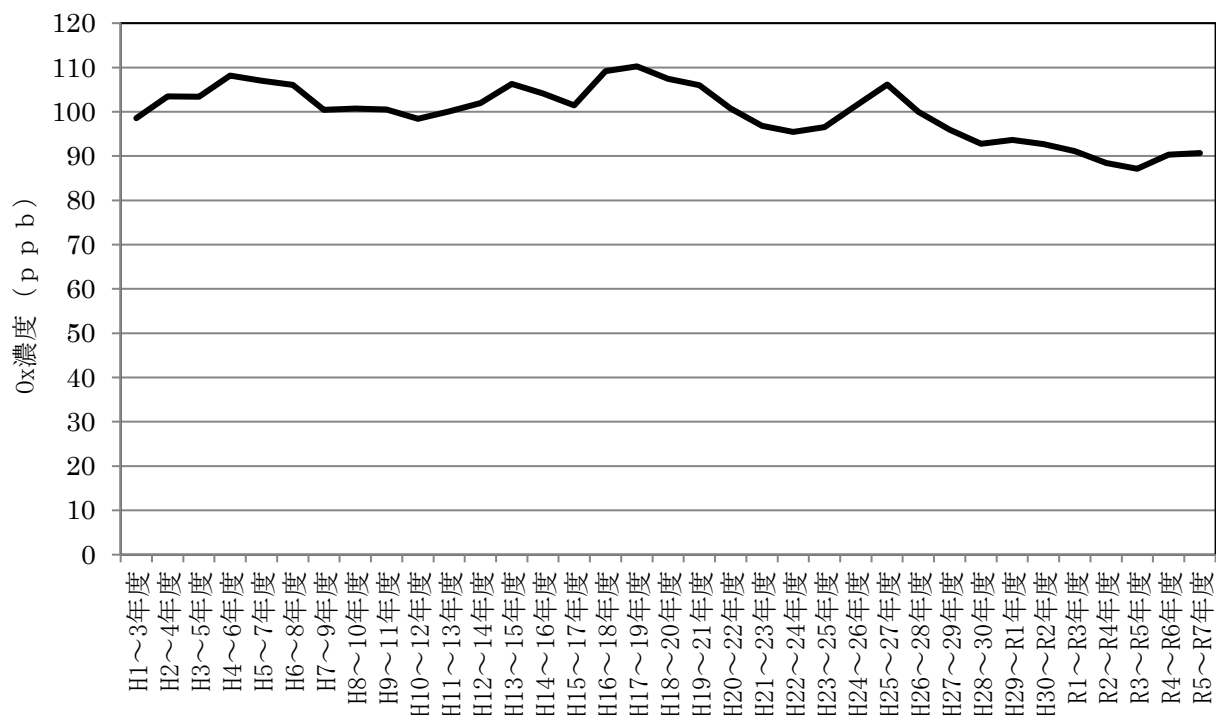


図7 光化学オキシダント濃度日最高8時間値の年間99パーセンタイル値の3年移動平均値の経年変化

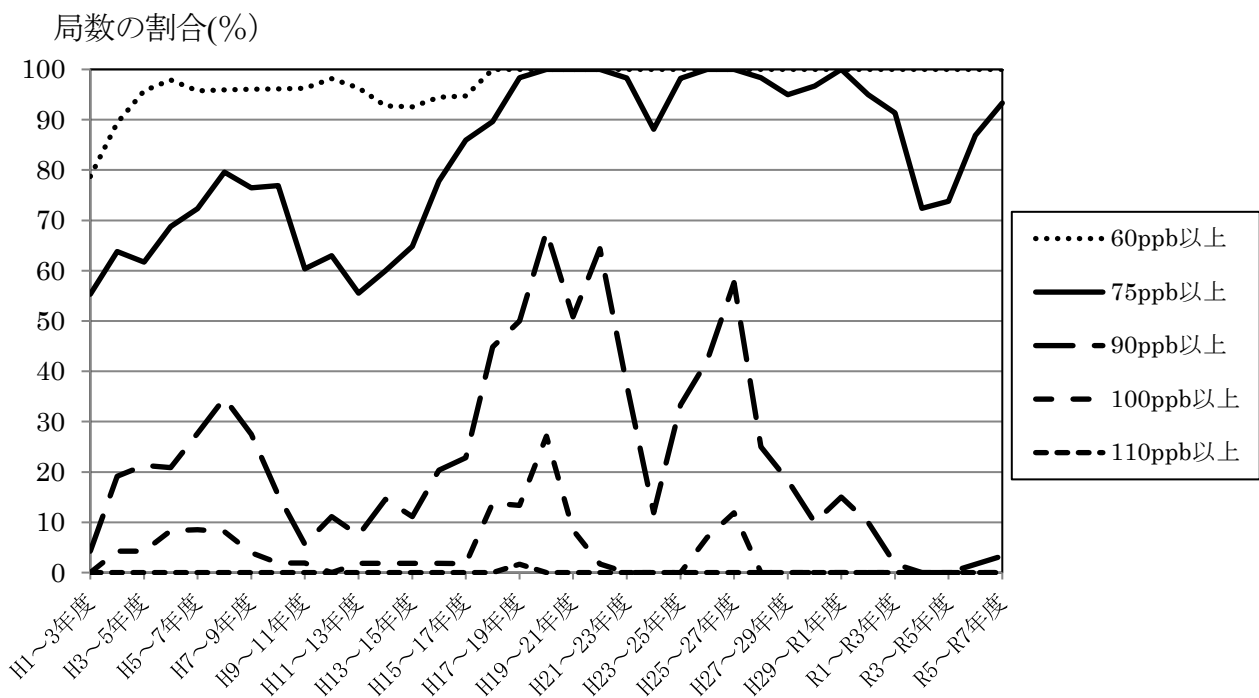


図8 光化学オキシダント濃度日最高8時間値の年間99パーセンタイル値の3年移動平均値が一定濃度以上となる局数の割合の経年変化

(3) 光化学スモッグ注意報の発令状況等 (図9)

注意報の発令日数は4日で、被害届出者数は0人であった。

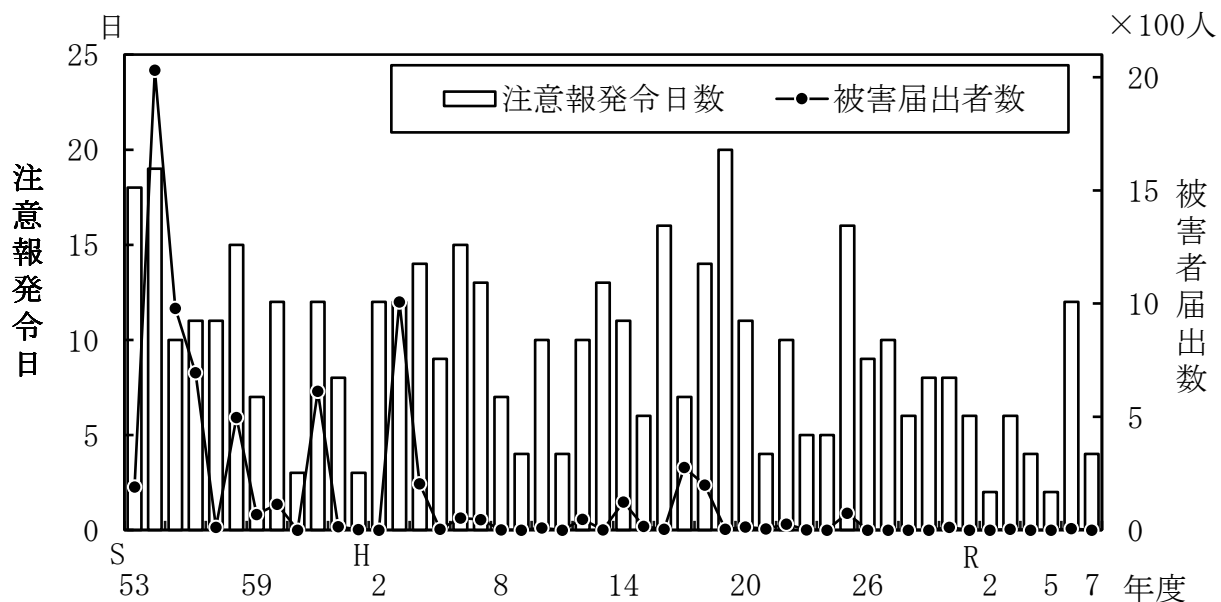


図9 光化学スモッグ注意報発令日数等の経年推移

(参考) 光化学オキシダント濃度の経年推移 (図 10)

昼間の日最高1時間値の年平均値は、令和7年度は0.047 ppm で、令和6年度は0.050 ppm であり近年、わずかな増加傾向にある。

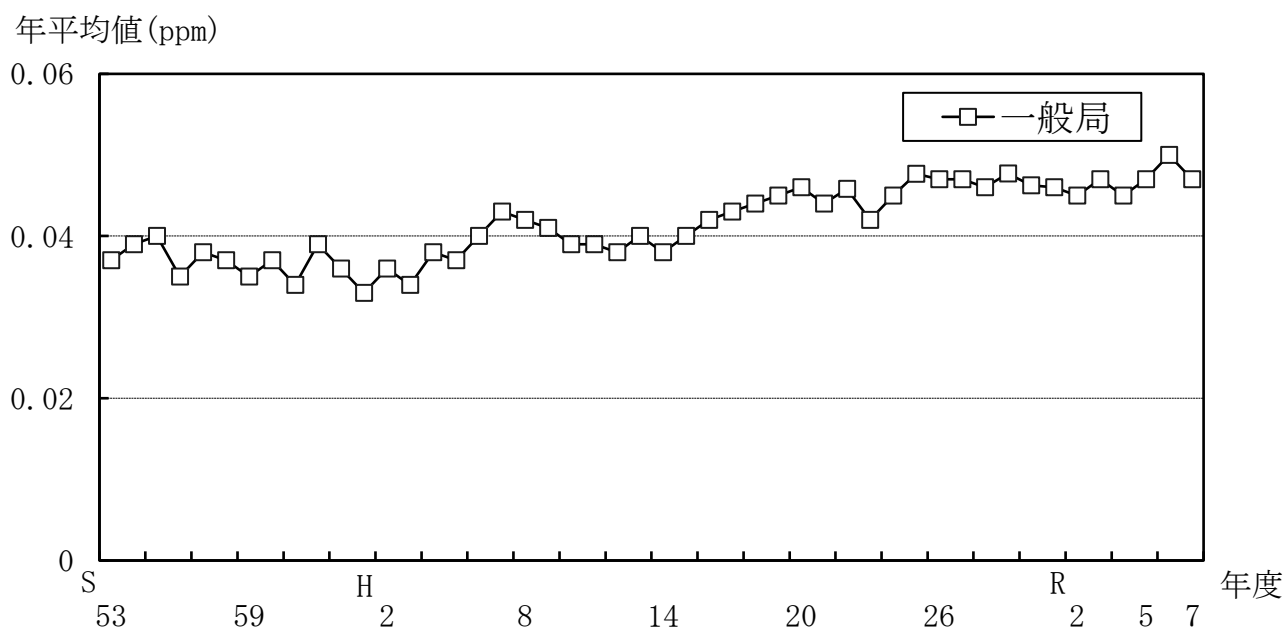


図10 光化学オキシダント濃度（昼間の日最高1時間値の年平均値）の経年推移

6 二酸化硫黄 (SO₂) の状況

二酸化硫黄は、一般局 48 局で測定を行った。このうち、年間 6,000 時間以上測定した、環境基準の評価対象となる有効測定局は一般局 47 局であった。

※ 二酸化硫黄の環境基準の評価方法について

○ 環境基準

1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1 ppm 以下であること。

○ 環境基準の評価方法

<長期的評価>

年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、測定値の高い方から数えて 2 % の範囲内にあるもの (365 日分の測定値がある場合は 7 日分の測定値) を除外した後の最高値 (以下「2 % 除外値」という。) が 0.04 ppm 以下であり、かつ、年間を通じて 1 日平均値が 0.04 ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと。

<短期的評価>

すべての 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が、0.1 ppm 以下であること。

注：有効測定時間が 6,000 時間に満たないものは、環境基準の評価対象とせずに、参考値とする。

(1) 環境基準の達成状況 (表 7)

長期的評価による環境基準は、有効測定局 47 局すべてで環境基準を達成した。

表 7 環境基準の達成状況

区分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
一般局	51/51	48/48	47/47
	100 %	100 %	100 %

(2) 年平均値の経年推移 (図 11)

年平均値は 0.001 ppm で、経年推移は、昭和 40 年代、50 年代に比べ著しく低下し、近年、横ばい状態で推移している。

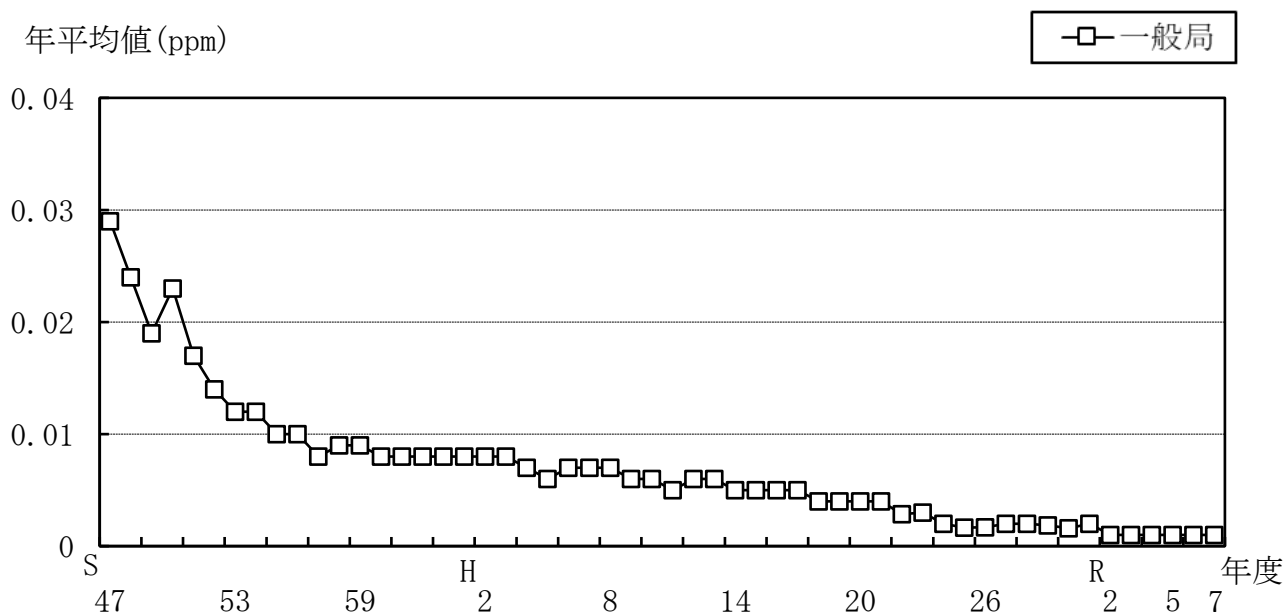


図 11 二酸化硫黄 (SO₂) の年平均値の経年推移

7 一酸化炭素 (CO) の状況

一酸化炭素は、一般局 3 局、自排局 12 局の合計 15 局で測定を行った。このうち、年間 6,000 時間以上測定した、環境基準の評価対象となる有効測定局は一般局 3 局、自排局 11 局の合計 14 局であった。

※ 一酸化炭素の環境基準の評価方法について

○ 環境基準

1 時間値の 1 日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値 (0～8 時、8～16 時、16～24 時までの各時間帯の平均値) が 20 ppm 以下であること。

○ 環境基準の評価方法

<長期的評価>

年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、測定値の高い方から数えて 2% の範囲内にあるもの (365 日分の測定値がある場合は 7 日分の測定値) を除外した後の最高値 (以下「2% 除外値」という。) が 10 ppm 以下であり、かつ、年間を通じて 1 日平均値が 10 ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと。

<短期的評価>

すべての 1 時間値の 1 日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値 (0～8 時、8～16 時、16～24 時までの各時間帯の平均値) が 20 ppm 以下であること。

注： 有効測定時間が 6,000 時間に満たないものは、環境基準の評価対象とせずに、参考値とする。

(1) 環境基準の達成状況

一般局は昭和 48 年度から、自排局は昭和 57 年度から、全測定局で環境基準を達成している。

(2) 年平均値の推移 (図 12)

15 局のうち、一般局 3 局の年平均値は 0.2 ppm、自排局 11 局の年平均値は 0.3 ppm であり、経年推移は、昭和 40 年代、50 年代に比べ著しく低下し、近年、一般局、自排局ともに横ばいで推移している。

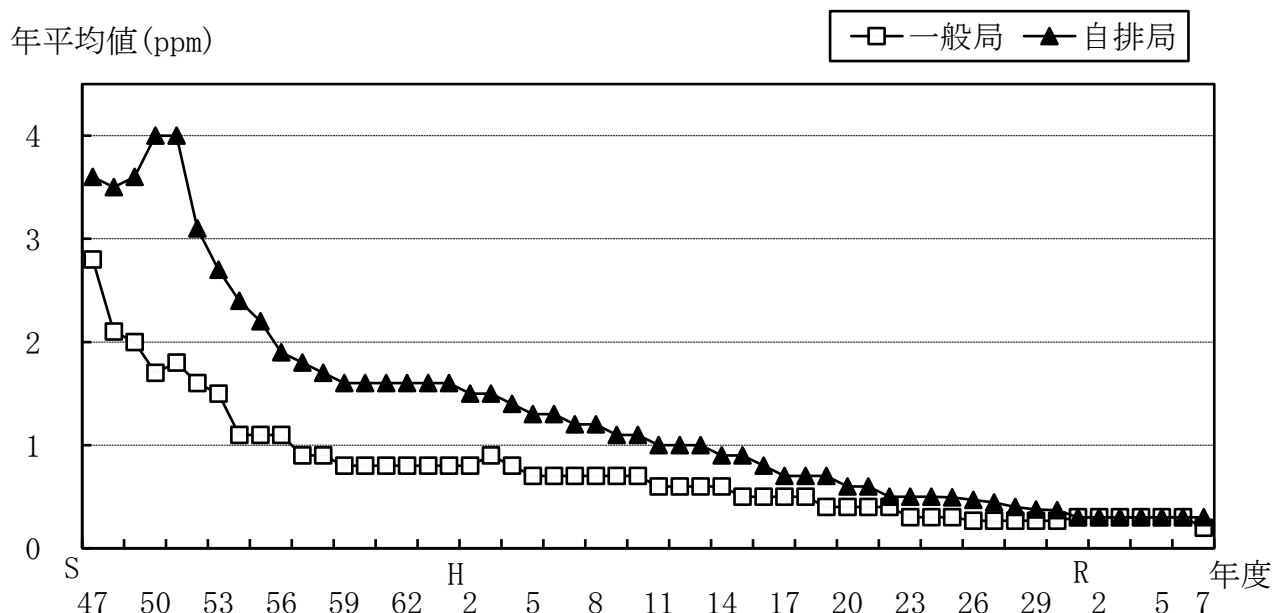


図 12 一酸化炭素 (CO) の年平均値の経年推移

(1) 一般環境大気測定局 (表8)

表8 一般環境大気測定局における測定結果一覧

No.	測定局名	二酸化素素		浮遊粒子状物質				微小粒子状物質				光化学 オキシダント		二酸化硫黄				一酸化炭素					
		年平均 値	日平均値 の年間 98%値	環境 基準	年平均 値	日平均値 の 年間2% 除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 日が 2日以上 連続の 有無	長期 的 評価	年平均 値	日平均値 の年間 98%値	長期 基準に 関する 評価	短期 基準に 関する 評価	昼間の 1時間値 の 年平均値	昼間の 日最高 1時間値 の 年平均値	環境 基準	年平均 値	日平均値 の年間2% 除外値	長期 的 評価	短期 的 評価	年平均 値	日平均値 の 年間2% 除外値	長期 的 評価	短期 的 評価
1	鶴見区本町通	0.014	0.032	○	0.016	0.040	無	○	9.5	24.8	○	○	0.031	0.044	×	0.002	0.003	○	○	—	—	—	—
2	鶴見区生麦	0.014	0.032	○	0.018	0.046	無	○	—	—	—	—	0.032	0.045	×	—	—	—	—	—	—	—	—
3	神奈川区広太田町	0.013	0.034	○	0.017	0.041	無	○	9.3	22.2	○	○	0.033	0.046	×	0.002	0.003	○	○	—	—	—	—
4	中区本牧大里町	0.012	0.028	○	0.015	0.039	無	○	8.0	20.8	○	○	0.031	0.043	×	0.002	0.004	○	○	—	—	—	—
5	西区平沼	0.012	0.030	○	0.018	0.048	無	○	9.7	23.4	○	○	0.032	0.044	×	0.002	0.003	○	○	—	—	—	—
6	南区南太田	0.012	0.031	○	0.017	0.047	無	○	7.7	19.9	○	○	0.033	0.047	×	0.002	0.003	○	○	—	—	—	—
7	保土ヶ谷区桜ヶ丘	0.011	0.027	○	0.015	0.040	無	○	9.5	23.2	○	○	0.033	0.047	×	0.002	0.003	○	○	—	—	—	—
8	磯子区磯子	0.013	0.032	○	0.016	0.049	無	○	7.9	23.8	○	○	0.031	0.044	×	0.002	0.004	○	○	—	—	—	—
9	金沢区富岡東	0.010	0.025	○	0.017	0.046	無	×	7.0	18.9	○	○	0.031	0.044	×	0.002	0.003	○	○	—	—	—	—
10	港北区大豆戸町	0.012	0.031	○	0.016	0.037	無	○	9.4	22.0	○	○	0.034	0.047	×	0.002	0.003	○	○	—	—	—	—
11	戸塚区汲沢	0.009	0.023	○	0.016	0.044	無	○	—	—	—	—	0.036	0.049	×	0.002	0.003	○	○	—	—	—	—
12	港南区野庭町	0.010	0.025	○	0.016	0.043	無	×	6.9	18.2	○	○	0.034	0.047	×	0.002	0.003	○	○	—	—	—	—
13	旭区鶴ヶ峰	0.010	0.027	○	0.016	0.039	無	○	7.8	18.6	○	○	0.035	0.048	×	0.002	0.002	○	○	—	—	—	—
14	緑区三保町	0.010	0.024	○	0.018	0.042	無	○	5.5	17.2	○	○	0.034	0.048	×	0.001	0.002	○	○	—	—	—	—
15	瀬谷区南瀬谷	0.009	0.026	○	0.017	0.041	無	○	10.3	22.1	○	○	0.034	0.047	×	0.002	0.003	○	○	—	—	—	—
16	栄区大山町	0.009	0.024	○	0.015	0.044	無	○	6.2	18.3	○	○	0.035	0.047	×	0.001	0.002	○	○	—	—	—	—
17	泉区和泉中央北	0.010	0.026	○	0.016	0.041	無	○	8.8	23.6	○	○	0.034	0.047	×	0.002	0.002	○	○	—	—	—	—
18	青葉区市ケ尾町	0.011	0.024	○	0.016	0.038	無	○	9.4	21.2	○	○	0.034	0.050	×	0.002	0.002	○	○	—	—	—	—
19	都筑区茅ヶ崎中央	0.010	0.026	○	0.017	0.040	無	○	7.5	20.2	○	○	0.036	0.051	×	0.002	0.003	○	○	—	—	—	—
20	川崎市役所南庁舎	0.015	0.035	○	0.016	0.045	無	○	10.7	25.3	○	○	0.032	0.045	×	0.001	0.002	○	○	—	—	—	—
21	川崎市役所大師支所仮庁舎	0.014	0.030	○	0.014	0.037	無	○	9.5	23.1	○	○	0.034	0.048	×	0.001	0.003	○	○	—	—	—	—
22	国設川崎（田島）	(0.013)	(0.025)	—	0.015	0.038	無	○	10.5	24.5	○	○	0.029	0.042	×	0.001	0.002	○	○	0.2	0.5	○	○
23	幸スポーツセンター	0.013	0.031	○	0.014	0.038	無	○	8.8	22.6	○	○	0.034	0.047	×	—	—	—	—	—	—	—	—
24	中原区地域みまもり支援センター	0.012	0.030	○	0.013	0.033	無	○	8.8	20.4	○	○	0.036	0.050	×	0.001	0.002	○	○	—	—	—	—
25	高津区生活文化会館	0.012	0.029	○	0.014	0.034	無	○	8.5	19.8	○	○	0.035	0.050	×	0.001	0.002	○	○	—	—	—	—
26	多摩区登戸小学校	0.010	0.026	○	0.013	0.033	無	○	8.6	21.5	○	○	0.035	0.051	×	0.000	0.001	○	○	—	—	—	—
27	宮前平小学校	0.010	0.026	○	0.013	0.031	無	○	8.4	18.8	○	○	0.036	0.051	×	—	—	—	—	—	—	—	—
28	麻生区弘法松公園	0.008	0.021	○	0.012	0.032	無	○	8.3	20.5	○	○	0.036	0.051	×	—	—	—	—	—	—	—	—
29	横須賀市追浜行政センター	0.010	0.026	○	0.016	0.041	無	○	8.9	21.4	○	○	0.033	0.046	×	0.002	0.009	○	○	—	—	—	—
30	横須賀市久里浜行政センター	0.009	0.027	○	0.014	0.037	無	○	8.7	20.0	○	○	0.032	0.045	×	0.001	0.002	○	○	—	—	—	—
31	横須賀市西行政センター	0.008	0.023	○	0.014	0.035	無	○	8.8	22.0	○	○	0.035	0.047	×	—	—	—	—	—	—	—	—
32	横須賀市池上コミュニティセンター	0.009	0.024	○	0.013	0.032	無	○	7.6	19.9	○	○	0.031	0.044	×	0.001	0.002	○	○	—	—	—	—
33	鎌倉市役所	0.008	0.019	○	0.013	0.038	無	○	8.7	22.1	○	○	0.034	0.045	×	0.001	0.002	○	○	—	—	—	—
34	逗子市役所	0.008	0.023	○	0.014	0.037	無	○	—	—	—	—	0.035	0.048	×	—	—	—	—	—	—	—	—
35	三浦市城山	0.007	0.021	○	0.016	0.045	無	○	8.0	20.7	○	○	0.033	0.044	×	0.001	0.002	○	○	—	—	—	—
36	相模原市役所	0.009	0.019	○	0.013	0.034	無	○	9.7	25.7	○	○	0.034	0.048	×	0.001	0.002	○	○	0.3	0.5	○	○
37	相模原市相模台	0.009	0.021	○	0.010	0.029	無	○	9.8	23.0	○	○	0.035	0.050	×	0.000	0.001	○	○	—	—	—	—
38	相模原市橋本	—	—	—	0.013	0.035	無	○	—	—	—	—	0.034	0.049	×	0.000	0.001	○	○	—	—	—	—
39	相模原市田名	—	—	—	0.011	0.031	無	○	—	—	—	—	0.033	0.048	×	0.001	0.002	○	○	—	—	—	—
40	相模原市津久井	0.005	0.010	○	0.010	0.033	無	○	8.9	23.7	○	○	0.034	0.050	×	0.000	0.001	○	○	—	—	—	—
41	厚木市中町	(0.008)	(0.015)	—	—	—	—	—	(10.4)	(26.8)	○	—	0.036	0.052	×	(0.002)	(0.003)	—	—	—	—	—	—
	厚木市厚木中学校	(0.015)	(0.026)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.029	0.042	×	(0.002)	(0.002)	—	—	—	—	—	—
42	大和市役所	0.011	0.022	○	0.011	0.027	無	○	8.8	21.1	○	○	0.033	0.046	×	0.001	0.002	○	○	—	—	—	—
43	海老名市役所	0.009	0.021	○	0.014	0.030	無	○	8.7	22.0	○	○	0.031	0.046	×	—	—	—	—	—	—	—	—
44	座間市役所	0.008	0.019	○	0.013	0.035	無	○	—	—	—	—	0.036	0.050	×	—	—	—	—	—	—	—	—
45	綾瀬市役所	0.010	0.024	○	0.015	0.036	無	○	—	—	—	—	0.032	0.046	×	—	—	—	—	—	—	—	—
46	愛川町角田	(0.006)	(0.013)	—	0.016	0.044	無	○	10.2	24.3	○	○	0.033	0.047	×	—	—	—	—	—	—	—	—
47	平塚市大野公民館	0.010	0.024	○	0.013	0.034	無	○	8.2	19.8	○	○	0.034	0.049	×	0.000	0.001	○	○	—	—	—	—
48	平塚市神田小学校	0.011	0.025	○	0.015	0.036	無	○	—	—	—	—	0.033	0.048	×	0.000	0.001	○	○	—	—	—	—
49	平塚市旭小学校	0.007	0.019	○	0.016	0.038	無	○	8.9	22.7	○	○	0.036	0.050	×	0.000	0.001	○	○	—	—	—	—
50	平塚市花水小学校	0.007	0.019	○	0.015	0.037	無	○	—	—	—	—	0.035	0.049	×	0.000	0.001	○	○	—	—	—	—
51	藤沢市役所	0.009	0.024	○	0.014	0.035	無	○	8.6	20.8	○	○	0.036	0.049	×	0.000	0.001	○	○	0.2	0.4	○	○
52	藤沢市湘南台小学校	0.009	0.024	○	0.014	0.038	無	○	8.9	21.3	○	○	0.035	0.048	×	—	—	—	—	—	—	—	—
53	藤沢市御所見小学校	0.010	0.024	○	0.014	0.036	無	○	8.9	22.0	○	○	0.033	0.047	×	0.001	0.002	○	○	—	—	—	—
54	藤沢市明治市民センター	0.009	0.024	○	0.016	0.041	無	○	9.5	21.8	○	○	0.035	0.048	×	0.001	0.001	○	○	—	—	—	—
55	茅ヶ崎市役所	0.009	0.023	○	0.015	0.039	無	○	—	—	—	—	0.033	0.045	×	0.001	0.002	○	○	—	—	—	—
56	秦野市役所	0.008	0.018	○	—	—	—	—	9.3	21.5	○	○	0.032	0.046	×	0.002	0.002	○	○	—	—	—	—
57	伊勢原市役所	0.007	0.017	○	0.014	0.032	無	○	(6.9)	(14.9)	—	—	0.035	0.050	×	—	—	—	—	—	—	—	—
58	寒川町役場	(0.008)	(0.021)	—	0.015	0.036	無	○	9.6	24.6	○	○	0.033	0.047	×	—	—	—	—	—	—	—	—
59	南足柄市生駒	0.005	0.010	○	0.012	0.033	無	○	7.3	18.9	○	○	0.034	0.048	×	0.002	0.003	○	○	—	—	—	—
60	小田原市役所	0.006	0.012	○	0.014	0.034	無	○	8.9	24.7	○	○	0.034	0.050	×	0.001	0.002	○	○	—	—	—	—
61	箱根町宮城野	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.032	0.043	×	0.003	0.007	○	○	—	—	—	—

注)

- 「－」は、未測定を示す。
- 「環境基準」（長期的評価、短期的評価、長期基準、短期基準）については、「○」は達成を、「×」は非達成を示す。
- 「昼間」とは、５時から２０時までの時間帯をいう。
- () 内数値は、年間における測定時間が 6000 時間（PM2.5 については、測定日数が 250 日）に満たない測定値を示す。
- No. 41 については、令和 7 年 11 月に厚木市中町から厚木市厚木中学校へ測定局を移設し、微小粒子状物質（PM2.5）のみ、No. 57 伊勢原市役所へ移設している。

(2) 自動車排出ガス測定局（表9）

表9 自動車排出ガス測定局における測定結果一覧

No.	測 定 局 名	二酸化窒素			浮遊粒子状物質					微小粒子状物質				光化学 オキシダント		二酸化硫黄				一酸化炭素				
		年 平 均 値	日平均値 の年間 98%値	環 境 基 準	年 平 均 値	日平均値 の 年間2% 除外値	日平均値 が 0.10mg/m ³ を超えた 日が 2日以上 連続の 有無	長 期 的 評 価	短 期 的 評 価	年 平 均 値	日平均値 の年間 98%値	長期基準 に関する評 価	短期基準 に関する評 価	昼間の 1時間値 の 年平均値	昼間の 日最高 1時間値 の 年平均値	環 境 基 準	年 平 均 値	日平均値 の 年間2% 除外値	長 期 的 評 価	短 期 的 評 価	年 平 均 値	日平均値 の 年間2% 除外値	長 期 的 評 価	短 期 的 評 価
ppm	ppm	mg/m ³	mg/m ³	μg/m ³	μg/m ³	μg/m ³	μg/m ³	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm											
1	鶴見区下末吉	0.017	0.035	○	0.016	0.042	無	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	西区浅間町	0.017	0.035	○	0.017	0.047	無	○	○	9.5	23.2	○	○	—	—	—	—	—	—	—	0.4	0.6	○	○
3	磯子区滝頭	0.014	0.032	○	0.016	0.045	無	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	戸塚区戸塚町	(0.011)	(0.024)	—	(0.019)	(0.046)	—	—	—	(10.7)	(30.8)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	港南区港南中央通	0.014	0.032	○	0.016	0.044	無	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	旭区都岡町	0.014	0.029	○	0.015	0.039	無	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(0.3)	(0.5)	—	—
7	青葉区しらとり台	0.013	0.028	○	0.015	0.036	無	○	○	10.0	23.8	○	○	—	—	—	—	—	—	—	0.3	0.6	○	○
8	都筑区平台	0.010	0.025	○	0.014	0.037	無	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	川崎市役所前	0.016	0.035	○	0.016	0.042	無	○	○	8.7	21.5	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10	川崎区池上新田公園前	0.024	*	0.047	0.016	0.041	無	○	○	10.2	24.0	○	○	—	—	—	—	—	—	—	0.3	0.6	○	○
11	川崎区日進町	0.015	0.035	○	0.015	0.040	無	○	○	9.6	22.8	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12	幸区遠藤町交差点	0.019	0.039	○	0.014	0.036	無	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.3	0.6	○	○
13	中原区公園	0.013	0.030	○	0.014	0.036	無	○	○	8.9	22.5	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	高津区二子	0.021	*	0.038	0.013	0.033	無	○	○	9.3	21.9	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15	多摩区本村橋	0.012	0.028	○	0.011	0.032	無	○	○	8.2	21.3	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16	宮前平駅前	0.013	0.028	○	0.015	0.033	無	○	○	10.0	22.0	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17	麻生区柿生	0.013	0.028	○	0.013	0.033	無	○	○	9.6	21.9	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
18	横須賀市小川町交差点	0.012	0.031	○	0.016	0.037	無	○	○	8.7	20.5	○	○	—	—	—	—	—	—	—	0.2	0.5	○	○
19	鎌倉市岡本	0.011	0.026	○	0.014	0.035	無	○	○	8.1	19.6	○	○	—	—	—	—	—	—	—	0.4	0.7	○	○
20	逗子市逗子	0.010	0.024	○	0.014	0.037	無	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
21	相模原市上溝	0.015	0.025	○	0.013	0.033	無	○	○	8.7	22.0	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22	相模原市古淵	0.013	0.026	○	0.014	0.034	無	○	○	8.0	20.5	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23	厚木市水引	—	—	—	—	—	—	—	—	8.8	20.6	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24	厚木市金田	0.016	0.029	○	0.014	0.032	無	○	○	9.8	22.8	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25	大和市深見台交差点	0.014	0.032	○	0.013	0.034	無	○	○	8.7	20.2	○	○	—	—	—	—	—	—	—	0.3	0.5	○	○
26	平塚市松原歩道橋	0.011	0.026	○	0.016	0.038	無	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.3	0.5	○	○
27	藤沢橋	0.010	0.024	○	0.014	0.041	無	○	○	9.2	22.0	○	○	—	—	—	—	—	—	—	0.2	0.5	○	○
28	茅ヶ崎駅前交差点	0.010	0.024	○	—	—	—	—	—	8.5	21.3	○	○	—	—	—	—	—	—	—	0.3	0.7	○	○
29	秦野市本町	0.010	0.021	○	0.014	0.031	無	○	○	8.5	19.9	○	○	—	—	—	—	—	—	—	0.3	0.4	○	○
30	伊勢原市谷戸岡	(0.014)	(0.025)	—	—	—	—	—	—	8.8	23.0	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
31	小田原市東町	0.008	0.015	○	0.014	0.038	無	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注)

- 「—」は、未測定を示す。
- 「環境基準」（長期的評価、短期的評価、長期基準、短期基準）については、「○」は達成を、「×」は非達成を示す。
- 「昼間」とは、5時から20時までの時間帯をいう。
- () 内数値は、年間における測定時間が6000時間（PM2.5については、測定日数が250日）に満たない測定値を示す。
- 「*」は、県の環境目標（年平均値0.02 ppm以下）を達成していないことを示す。

Ⅱ 有害大気汚染物質等モニタリング調査結果

県及び大気汚染防止法の政令市である横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市は、同法第22条第1項に基づき、有害大気汚染物質等モニタリング調査を行っている。令和7年度の測定結果は次のとおりである。

1 実施期間

令和7年4月から令和8年3月まで

2 対象物質

「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」（以下「事務処理基準」という。）で測定を実施することとして掲げられた、大気汚染による人への健康リスクがある程度高いと考えられる「優先取組物質」21物質並びに「水銀及びその化合物」の計22物質を対象とした。（表10）

表10 事務処理基準で測定対象として掲げられている物質

区 分	物 質
環境基準設定物質 (4物質)	ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン
指針値*1設定物質 (11物質)	アクリロニトリル アセトアルデヒド 塩化ビニルモノマー 塩化メチル クロロホルム 1,2-ジクロロエタン 水銀及びその化合物*2 ニッケル化合物 ヒ素及びその化合物 1,3-ブタジエン マンガン及びその化合物
その他の物質 (7物質)	クロム及び三価クロム化合物 六価クロム化合物 酸化エチレン トルエン ベリリウム及びその化合物 ベンゾ[a]ピレン ホルムアルデヒド

*1 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値で、現に行われている大気モニタリング結果等の評価や事業者による排出抑制努力の指標として設定されている。

なお、指針値を短期的に上回る状況があっても、直ちに人の健康に悪影響が現れるようなものと解すべきではないとされている。

*2 「水銀及びその化合物」は、平成30年4月の改正大気汚染防止法施行に伴い有害大気汚染物質から除外されたが、事務処理基準が改正されたことにより、引き続きモニタリングを実施するとともに、指針値も活用している。

3 測定地点

事務処理基準及び「有害大気汚染物質モニタリング地点選定ガイドライン」（平成 25 年 8 月 30 日環境省策定）に基づいて地点を選定した（図 13、表 11）。

（参考）

事務処理基準に基づく地域分類

（平成 13 年 5 月 21 日付け環管大第 177 号、環管自第 75 号。令和 4 年 3 月 31 日最終改正）

1 属性による分類

○ 一般環境

固定発生源又は移動発生源からの有害大気汚染物質の排出の直接の影響を受けにくいと考えられる地点において、地域における有害大気汚染の状況の継続的把握が効果的になされる地点

○ 固定発生源周辺

固定発生源における有害大気汚染物質の製造、使用及び排出の状況、気象条件及び物理的条件を勘案して、排出が予想される物質の濃度が、固定発生源における他の地点と比較して相対的に高くなると考えられる地点

○ 沿道

交差点、道路、道路端付近において、車種別交通量、走行速度、気象条件及び地理的条件を勘案し、自動車からの排出が予想される有害大気汚染物質の濃度が、沿道における他の地点と比較して相対的に高くなると考えられる地点

2 地点区分による分類

○ 全国標準監視地点

全国的な視点を踏まえ、測定可能な全ての優先取組物質の大気環境の全般的な状況とその経年変化の把握を目的に選定される測定地点

○ 地域特設監視地点

全国標準監視地点以外の測定地点であって、地域的な視点を踏まえ、発生源の状況を勘案し、それらの人の健康への影響が懸念される場所の監視等、地域の実情に応じた目的で選定される測定地点

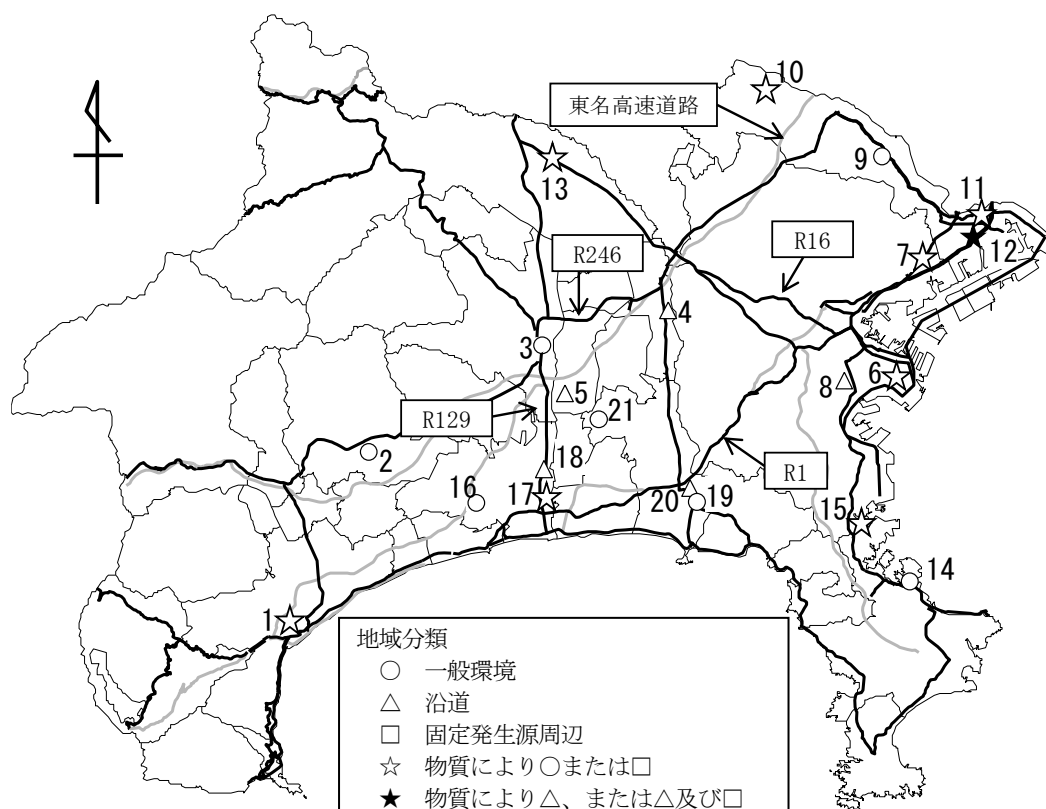


図 13 有害大気汚染物質等モニタリング測定地点

表 11 有害大気汚染物質等モニタリング測定地点一覧

調査機関	No.	調査地点	環境基準設定物質			指針値設定物質										その他物質							測定物質数	測定頻度	測定地点区分	備考	
			ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	アクリロニトリル	アセトアルデヒド	塩化ビニルモノマー	塩化メチル	水銀及びその化合物	ニッケル化合物	クロロホルム	1,2-ジクロロエタン	1,3-ブタジエン	ヒ素及びその化合物	マンガン及びその化合物	ホルムアルデヒド	ベリリウム及びその化合物	クロム及び三価クロム化合物	六価クロム化合物	ベンゾ「a」ピレン					酸化エチレン
神奈川県	1	小田原市役所	○	○	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	22	年12回 [※]	全国標準監視地点	※その他物質（酸化エチレンを除く）は年4回測定
	2	秦野市役所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	22	年12回 [※]		
	3	厚木市役所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	22	年12回 [※]		
	4	大和市深見台交差点	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	22	年12回 [※]		
	5	県流域下水道整備事務所門沢橋ポンプ場	△	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	△	—	—	△	—	—	—	△	—	△	6	年12回 [※]	地域特設監視地点	※その他物質は年4回測定
横浜市	6	中区本牧大里町	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	○	○	□	□	□	22	年12回	全国標準監視地点	中区本牧と緑区三保小学校を隔年で測定
	7	鶴見区生麦	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	○	○	□	□	□	22	年12回		原則、戸塚区矢沢と磯子区滝頭を隔年で測定を行うが、令和7年度、矢沢測定局舎を解体・新設のため滝頭にて継続実施。
	8	磯子区滝頭	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	22	年12回		
川崎市	9	川崎区役所大師支所仮庁舎	□	○	○	○	□	□	□	□	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	□	○	22	年12回	全国標準監視地点	※「ばいり」グラフの測定項目及び六価クロム化合物は多摩区生田浄水場で実施
	10	中原区役所地域みまもり支援センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	22	年12回		
	11	多摩区登戸小学校	○	○	○	○	○	○	○	□	○*	○	○	○	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○	○	22	年12回		
	12	川崎区池上新田公園前	◇	△	△	◇	◇	◇	◇	△	△	△	◇	△	△	△	△	△	△	△	△	◇	△	22	年12回		
相模原市	13	相模原市役所	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	22	年12回	全国標準監視地点	
横須賀市	14	横須賀市役所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	22	年12回	全国標準監視地点	
	15	横須賀市追浜行政センター	□	○	□	□	○	○	□	□	□	○	○	○	□	□	□	□	○	○	□	□	□	22	年12回		
平塚市	16	旭小学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	22	年12回	全国標準監視地点	※は5月、8月、11月、2月に実施
	17	八幡小学校	□	□	□	□	○*	○*	○*	□	□	□	□	○*	□	□	□	○*	○	○*	○	□	22	年12回 [※]			
	18	神田小学校	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	22	年4回		
藤沢市	19	藤沢市役所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	22	年12回	全国標準監視地点	
	20	藤沢橋	△	—	—	—	△	—	—	—	—	—	△	—	—	△	—	—	—	△	—	△	—	6	年12回	地域特設監視地点	
	21	御所見小学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	22	年2回		

注1) 「○」は「一般環境」、「△」は「沿道」、「□」は「固定発生源周辺」、「◇」は「沿道及び固定発生源周辺」の地点属性をそれぞれ示す。

注2) 「—」は、未測定を示す。

4 測定方法

「有害大気汚染物質等測定方法マニュアル」（平成 31 年 3 月（令和 6 年 3 月改訂） 環境省 水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室）に基づき実施した。

5 測定結果等

(1) ベンゼン等環境基準設定物質の測定結果等

ア 環境基準

大気汚染に係る環境基準が設定されているベンゼン等4物質の環境基準は次のとおり。

物 質	環 境 基 準
ベンゼン	1年平均値が 0.003 mg/m^3 ($3 \text{ }\mu\text{g/m}^3$) 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.13 mg/m^3 ($130 \text{ }\mu\text{g/m}^3$) 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2 mg/m^3 ($200 \text{ }\mu\text{g/m}^3$) 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が 0.15 mg/m^3 ($150 \text{ }\mu\text{g/m}^3$) 以下であること。

イ 測定結果 (表12)

(ア) ベンゼン

測定を行った21地点の年平均値は、 $0.41 \sim 1.0 \text{ }\mu\text{g/m}^3$ であり、すべての地点で環境基準を達成した。

測定地点の属性ごとの年平均値は、測定を開始した平成9年度にすべての地点属性で環境基準を達成していなかったが、その後緩やかに低下し、平成17年度以降、すべての地点属性で環境基準を達成している (図14)。

(イ) トリクロロエチレン

測定を行った19地点の年平均値は、 $0.10 \sim 0.55 \text{ }\mu\text{g/m}^3$ であり、すべての地点で環境基準を達成した。

測定地点の属性ごとの年平均値は、環境基準と比べて低濃度で推移しており、近年ではほぼ横ばいである (図15)。

(ウ) テトラクロロエチレン

測定を行った19地点の年平均値は、 $0.039 \sim 0.15 \text{ }\mu\text{g/m}^3$ であり、すべての地点で環境基準を達成した。

測定地点の属性ごとの年平均値は、環境基準と比べて低濃度で推移しており、近年ではほぼ横ばいである (図16)。

(エ) ジクロロメタン

測定を行った19地点の年平均値は、 $1.0 \sim 2.6 \text{ }\mu\text{g/m}^3$ であり、すべての地点で環境基準を達成した。

測定地点の属性ごとの年平均値は、環境基準と比べて低濃度で推移しており、近年ではほぼ横ばいである (図17)。

表 12 ベンゼン等の環境基準達成状況

単位：μg/m³

実施主体	測 定 地 点	ベンゼン			トリクロロエチレン			テトラクロロエチレン			ジクロロメタン			(参考) 地点区分
		環境基準：3			環境基準：130			環境基準：200			環境基準：150			
		測定結果 (年平均値)	地点 属性 注2)	達成 状況 注3)	測定結果 (年平均値) 注1)	地点 属性 注2)	達成 状況 注3)	測定結果 (年平均値) 注1)	地点 属性 注2)	達成 状況 注3)	測定結果 (年平均値) 注1)	地点 属性 注2)	達成 状況 注3)	
県	小田原市役所	0.41	○	○	0.10	○	○	0.13	□	○	2.0	○	○	全国標準 監視地点
	秦野市役所	0.51	○	○	0.13	○	○	0.078	○	○	2.6	○	○	全国標準 監視地点
	厚木市役所	0.50	○	○	0.23	○	○	0.085	○	○	1.3	○	○	全国標準 監視地点
	大和市深見台交差点	0.67	△	○	0.34	△	○	0.090	△	○	1.3	△	○	全国標準 監視地点
	県流域下水道整備事務所 門沢橋ポンプ場	0.62	△	○	—	／	／	—	／	／	—	／	／	地域特設 監視地点
横浜市	中区本牧大里町	0.51	□	○	0.51	□	○	0.042	□	○	1.0	□	○	全国標準 監視地点
	鶴見区生麦	0.47	□	○	0.38	□	○	0.049	□	○	1.1	□	○	全国標準 監視地点
	磯子区滝頭	0.69	△	○	0.27	△	○	0.039	△	○	1.0	△	○	全国標準 監視地点
川崎市	川崎区役所大師支所仮庁舎	0.91	□	○	0.51	○	○	0.15	○	○	1.4	○	○	全国標準 監視地点
	中原区役所地域みまもり 支援センター	0.55	○	○	0.53	○	○	0.12	○	○	1.3	○	○	全国標準 監視地点
	多摩区登戸小学校	0.55	○	○	0.35	○	○	0.14	○	○	1.7	○	○	全国標準 監視地点
	川崎区池上新田公園前	0.98	◇	○	0.46	△	○	0.13	△	○	1.5	△	○	全国標準 監視地点
相模原市	相模原市役所	0.57	○	○	0.55	○	○	0.075	○	○	1.5	○	○	全国標準 監視地点
横須賀市	横須賀市役所	0.61	○	○	0.27	○	○	0.064	○	○	1.2	○	○	全国標準 監視地点
	横須賀市追浜行政センター	0.55	□	○	0.28	○	○	0.060	○	○	1.3	□	○	全国標準 監視地点
平塚市	旭小学校	0.60	○	○	0.20	○	○	0.096	○	○	1.2	○	○	全国標準 監視地点
	八幡小学校	0.59	□	○	0.24	□	○	0.12	□	○	1.5	□	○	全国標準 監視地点
	神田小学校	0.65	△	○	0.23	△	○	0.11	△	○	1.7	△	○	全国標準 監視地点
藤沢市	藤沢市役所	0.49	○	○	0.37	○	○	0.090	○	○	2.1	○	○	全国標準 監視地点
	藤沢橋	0.69	△	○	—	／	／	—	／	／	—	／	／	地域特設 監視地点
	御所見小学校	0.68	○	○	0.51	○	○	0.082	○	○	1.6	○	○	地域特設 監視地点

注1) 「—」は、未測定を示す。

注2) 「○」は「一般環境」、「△」は「沿道」、「□」は「固定発生源周辺」、「◇」は「沿道及び固定発生源周辺」の地点属性をそれぞれ示す。

注3) 「○」は、環境基準達成を示す。

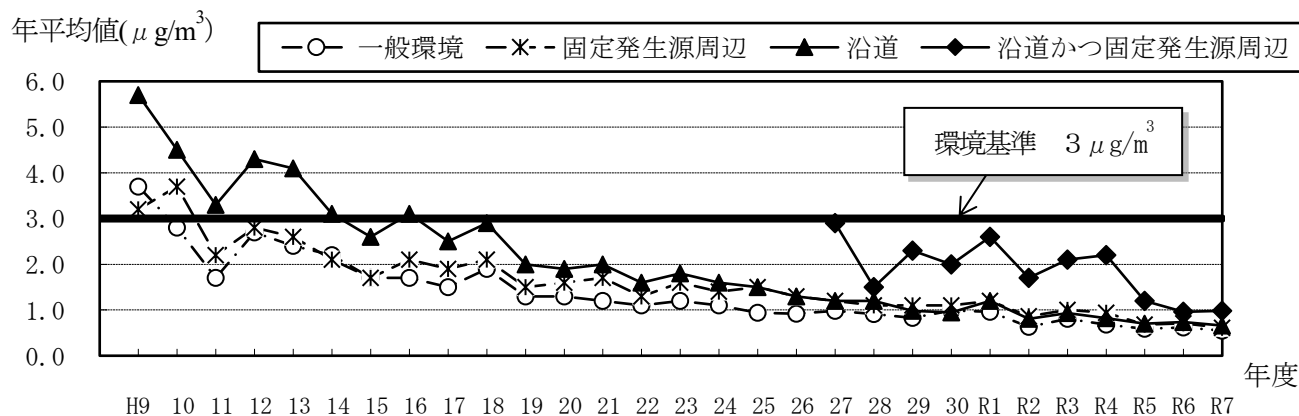


図14 ベンゼンの地点属性ごとの年平均値の経年推移

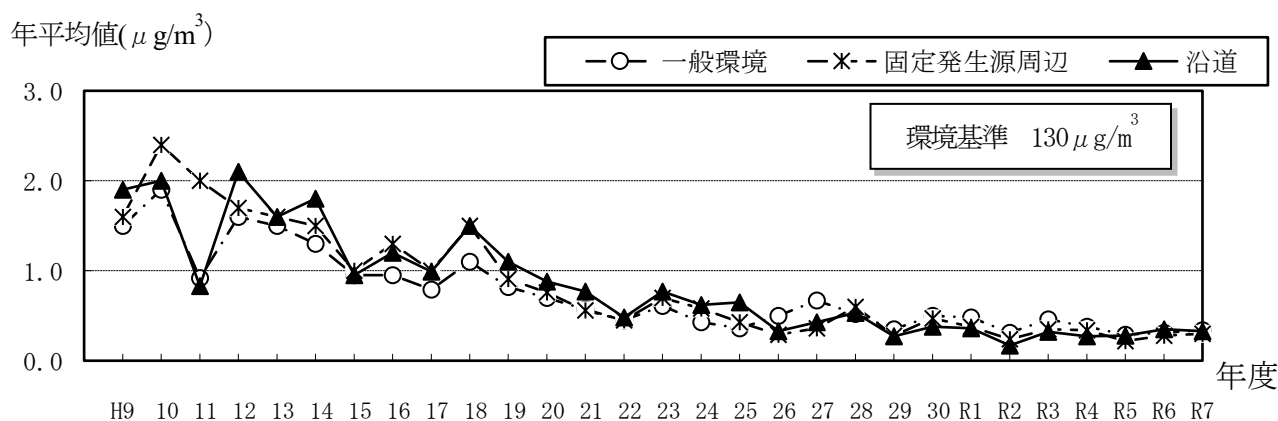


図15 トリクロロエチレンの地点属性ごとの年平均値の経年推移

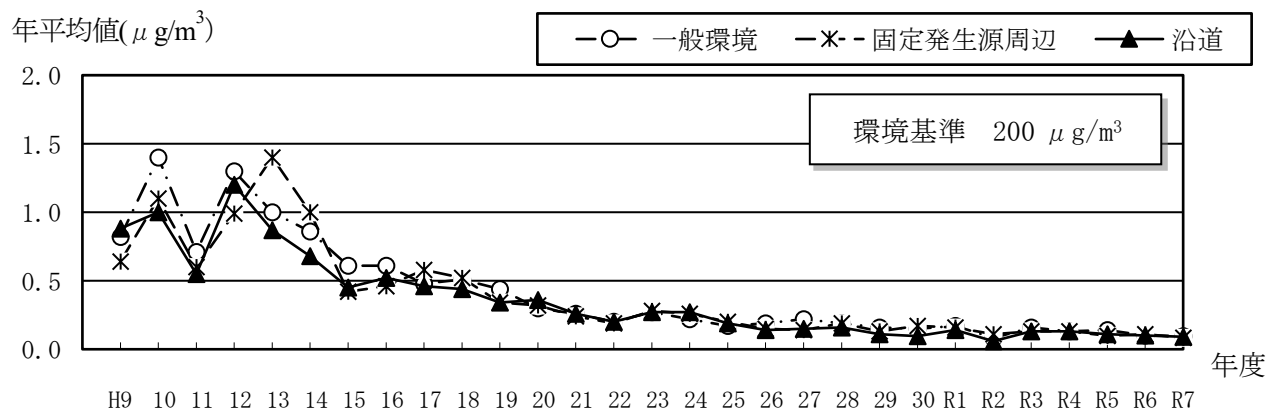


図16 テトラクロロエチレンの地点属性ごとの年平均値の経年推移

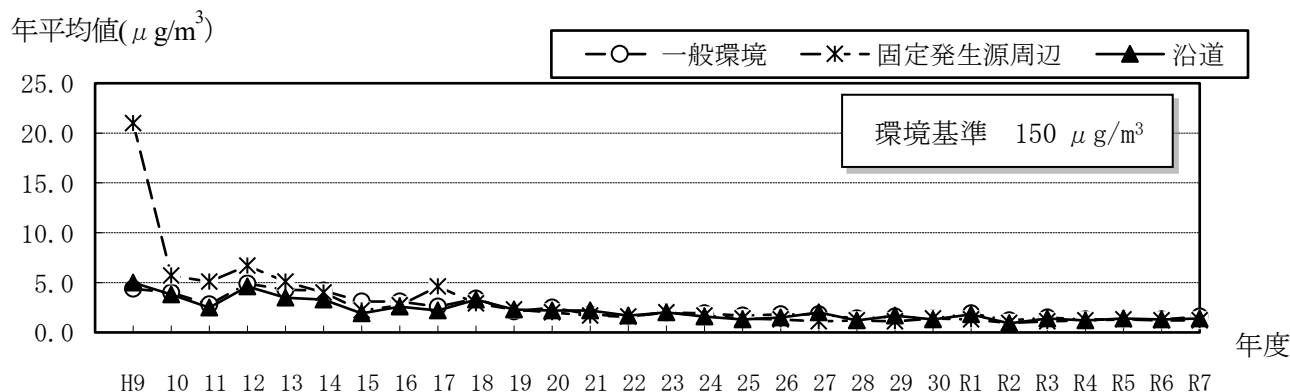


図17 ジクロロメタンの地点属性ごとの年平均値の経年推移

(2) アクリロニトリル等指針値設定物質の測定結果

ア 指針値

指針値が設定されているアクリロニトリル等 11 物質の指針値は次のとおりである。

物 質	指 針 値
アクリロニトリル	1 年平均値が $2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
アセトアルデヒド	1 年平均値が $120 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
塩化ビニルモノマー	1 年平均値が $10 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
塩化メチル	1 年平均値が $94 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
クロロホルム	1 年平均値が $18 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1 年平均値が $1.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
水銀及びその化合物	1 年平均値が $40 \text{ ng Hg}/\text{m}^3$ ($0.04 \mu\text{g Hg}/\text{m}^3$) 以下であること。
ニッケル化合物	1 年平均値が $25 \text{ ng Ni}/\text{m}^3$ ($0.025 \mu\text{g Ni}/\text{m}^3$) 以下であること。
ヒ素及びその化合物	1 年平均値が $6 \text{ ng As}/\text{m}^3$ ($0.006 \mu\text{g As}/\text{m}^3$) 以下であること。
1,3-ブタジエン	1 年平均値が $2.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
マンガン及びその化合物	1 年平均値が $140 \text{ ng Mn}/\text{m}^3$ ($0.14 \mu\text{g Mn}/\text{m}^3$) 以下であること。

イ 測定結果 (表 13)

- (ア) アクリロニトリル
測定を行った 19 地点の年平均値は、 $0.012 \sim 0.33 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で指針値を下回った。
- (イ) アセトアルデヒド
測定を行った 21 地点の年平均値は、 $1.6 \sim 5.9 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で指針値を下回った。
- (ウ) 塩化ビニルモノマー
測定を行った 19 地点の年平均値は、 $0.0060 \sim 0.11 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で指針値を下回った。
- (エ) 塩化メチル
測定を行った 19 地点の年平均値は、 $1.1 \sim 1.8 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で指針値を下回った。
- (オ) クロロホルム
測定を行った 19 地点の年平均値は、 $0.12 \sim 0.21 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で指針値を下回った。
- (カ) 1,2-ジクロロエタン
測定を行った 19 地点の年平均値は、 $0.11 \sim 0.25 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で指針値を下回った。
- (キ) 水銀及びその化合物
測定を行った 19 地点の年平均値は、 $0.0014 \sim 0.0021 \mu\text{g Hg}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で指針値を下回った。

- (ク) ニッケル化合物
測定を行った 19 地点の年平均値は、 $0.0012 \sim 0.0082 \mu\text{g Ni}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で指針値を下回った。
- (ケ) ヒ素及びその化合物
測定を行った 19 地点の年平均値は、 $0.00051 \sim 0.0012 \mu\text{g As}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で指針値を下回った。
- (コ) 1,3-ブタジエン
測定を行った 21 地点の年平均値は、 $0.030 \sim 0.45 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で指針値を下回った。
- (サ) マンガン及びその化合物
測定を行った 19 地点の年平均値は、 $0.0077 \sim 0.064 \mu\text{g Mn}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で指針値を下回った。

表 13 アクリロニトリル等指針値設定物質の測定結果の概要

単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$

物質名	地域分類	年平均値			令和6年度 全国平均値
		平均値	最小値	最大値	
アクリロニトリル	一般環境 (11地点)	0.023 (0.022)	0.012 (0.012)	0.053 (0.053)	0.035
	固定発生源周辺 (4地点)	0.079	0.027	0.23	0.11
	沿道 (3地点)	0.032 (0.031)	0.014 (0.014)	0.050 (0.050)	0.057
	沿道かつ固定発生源周辺 (1地点)	0.33	—	—	0.11
アセトアルデヒド	一般環境 (12地点)	3.0 (2.9)	2.1 (2.1)	5.9 (5.9)	1.9
	固定発生源周辺 (3地点)	3.0	1.6	5.8	2.1
	沿道 (5地点)	2.3 (2.4)	1.6 (1.6)	2.9 (2.9)	2.2
	沿道かつ固定発生源周辺 (1地点)	5.4	—	—	3.0
塩化ビニルモノマー	一般環境 (12地点)	0.018 (0.017)	0.007 (0.006)	0.053 (0.053)	0.071
	固定発生源周辺 (3地点)	0.041	0.019	0.086	1.0
	沿道 (3地点)	0.016 (0.014)	0.014 (0.011)	0.018 (0.018)	0.036
	沿道かつ固定発生源周辺 (1地点)	0.11	—	—	0.24
塩化メチル	一般環境 (11地点)	1.3 (1.3)	1.2 (1.2)	1.8 (1.8)	1.4
	固定発生源周辺 (4地点)	1.3	1.1	1.4	2.1
	沿道 (3地点)	1.3 (1.3)	1.2 (1.2)	1.3 (1.3)	1.3
	沿道かつ固定発生源周辺 (1地点)	1.4	—	—	1.3
クロロホルム	一般環境 (12地点)	0.17 (0.16)	0.12 (0.12)	0.21 (0.21)	0.18
	固定発生源周辺 (3地点)	0.17	0.16	0.18	0.32
	沿道 (4地点)	0.17 (0.17)	0.16 (0.16)	0.18 (0.18)	0.18
1,2-ジクロロエタン	一般環境 (12地点)	0.14 (0.13)	0.12 (0.11)	0.15 (0.15)	0.13
	固定発生源周辺 (3地点)	0.17	0.13	0.25	0.55
	沿道 (4地点)	0.14 (0.14)	0.13 (0.13)	0.15 (0.15)	0.13
水銀及びその化合物	一般環境 (10地点)	0.0017 (0.0017)	0.0015 (0.0015)	0.0021 (0.0021)	0.0016
	固定発生源周辺 (5地点)	0.0016	0.0014	0.0017	0.0019
	沿道 (3地点)	0.0015 (0.0015)	0.0015 (0.0014)	0.0015 (0.0015)	0.0016
	沿道かつ固定発生源周辺 (1地点)	1.9	—	—	0.16
ニッケル化合物	一般環境 (11地点)	0.0021 (0.0022)	0.0012 (0.0012)	0.0057 (0.0057)	0.0018
	固定発生源周辺 (4地点)	0.0029	0.0018	0.0040	0.0041
	沿道 (4地点)	0.0044 (0.0043)	0.0020 (0.0020)	0.0082 (0.0082)	0.0019
ヒ素及びその化合物	一般環境 (11地点)	0.00075 (0.00077)	0.00051 (0.00051)	0.00099 (0.00099)	0.00092
	固定発生源周辺 (4地点)	0.00100	0.00089	0.0012	0.0027
	沿道 (4地点)	0.00094 (0.00095)	0.00072 (0.00072)	0.0011 (0.0011)	0.0010
1,3-ブタジエン	一般環境 (12地点)	0.050 (0.050)	0.030 (0.030)	0.11 (0.11)	0.052
	固定発生源周辺 (3地点)	0.18	0.087	0.37	0.15
	沿道 (5地点)	0.082 (0.075)	0.056 (0.049)	0.11 (0.11)	0.069
	沿道かつ固定発生源周辺 (1地点)	0.45	—	—	0.11
マンガニン及びその化合物	一般環境 (11地点)	0.015 (0.016)	0.0077 (0.0077)	0.027 (0.027)	0.012
	固定発生源周辺 (4地点)	0.019	0.015	0.026	0.042
	沿道 (4地点)	0.035 (0.030)	0.020 (0.017)	0.064 (0.064)	0.017

注1) 測定結果のうち、括弧内の数字は年12回測定以外の地点も含めて評価した値

注2) 1地点しか測定していない測定値は年平均値に記載し、最小値及び最大値はないため「—」とした。

注3) 各地点における年平均値を算出する際、検出下限値未満である測定値は検出下限値の1/2として算出した。

(3) その他の物質（表 14）

その他の物質については、環境基準または指針値が設定されていないため、環境省及び各自治体を実施した令和 6 年度有害大気汚染物質モニタリング調査による全国平均値と比較した結果、すべての物質について、測定を行った地点の年平均値はほぼ同等の値であった。

表 14 その他の有害大気汚染物質の測定結果の概要

単位：μg/m³

物質名	地域分類	年平均値			令和 6 年度 全国平均値
		平均値	最小値	最大値	
クロム及び三価クロム化合物	一般環境（12地点）	0.0033 (0.0030)	0.0016 (0.0010)	0.0075 (0.0075)	0.0029
	固定発生源周辺（3地点）	0.0036	0.0032	0.0044	0.0073
	沿道（4地点）	0.010 (0.0065)	0.0048 (0.0019)	0.016 (0.016)	0.0041
六価クロム化合物	一般環境（12地点）	0.00013 (0.00012)	0.000029 (0.000029)	0.00021 (0.00021)	0.00022
	固定発生源周辺（3地点）	0.00017	0.000052	0.00033	0.00019
	沿道（4地点）	0.00028 (0.00018)	0.000016 (0.000031)	0.00040 (0.00040)	0.00015
酸化エチレン	一般環境（10地点）	0.052 (0.052)	0.039 (0.039)	0.066 (0.066)	0.055
	固定発生源周辺（5地点）	0.075	0.038	0.140	0.094
	沿道（3地点）	0.079 (0.068)	0.059 (0.047)	0.099 (0.099)	0.063
	沿道かつ固定発生源周辺（1地点）	0.066	—	—	0.070
トルエン	一般環境（11地点）	5.8 (5.1)	3.3 (2.1)	9.0 (9.0)	3.8
	固定発生源周辺（4地点）	5.7	3.8	9.3	5.3
	沿道（6地点）	6.1 (6.2)	4.7 (4.7)	8.4 (8.4)	4.9
ホルムアルデヒド	一般環境（11地点）	4.2 (3.7)	2.4 (2.3)	6.9 (6.9)	2.6
	固定発生源周辺（4地点）	2.4	2.2	2.6	2.7
	沿道（6地点）	3.6 (3.5)	2.3 (2.3)	5.9 (5.9)	2.8
ペリラム及びその化合物	一般環境（13地点）	0.000018 (0.000015)	0.000014 (0.0000038)	0.000020 (0.000020)	0.000014
	固定発生源周辺（2地点）	0.000021	0.000015	0.000027	0.000014
	沿道（4地点）	0.000032 (0.000024)	(0.000017) (0.000011)	0.000046 (0.000046)	0.000014
ベンゾ[<i>a</i>]ピレン	一般環境（13地点）	0.000078 (0.000079)	0.000047 (0.000047)	0.00011 (0.00015)	0.00018
	固定発生源周辺（2地点）	0.000046	0.000041	0.000050	0.00022
	沿道（6地点）	0.00013 (0.00011)	0.000054 (0.000054)	0.00026 (0.00026)	0.00016

注 1) 測定結果のうち、括弧内の数字は年 12 回測定以外の地点も含めて評価した値

注 2) 1 地点しか測定していない測定値は年平均値に記載し、最小値及び最大値はないため「—」とした。

注 3) 各地点における年平均値を算出する際、検出下限値未満である測定値は検出下限値の 1/2 として算出した。

(参考 1) 大気汚染物質について

1 二酸化窒素 (NO₂)

赤褐色の気体で、大気中の窒素酸化物 (NO_x) の主要成分である。

空気中で燃料等の物の燃焼、合成、分解等の処理を行うとその過程で窒素酸化物が生成し、燃焼温度が高温になるほど多量に生成する。

主な発生源は、工場・事業場、自動車等である。

呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になると言われている。

2 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 10 μm (=0.01 mm) 以下の微細な粒子の総称である。

主な発生源は、工場・事業場、ディーゼル自動車等があり、ばいじんや粉じん等の一次生成粒子の他に、排気ガス中の成分等が大気中で反応してできる二次生成粒子がある。また人為発生源に由来する粒子の他に、土壌粒子、海塩粒子等自然由来によるものもある。

大気中に長時間滞留し、肺や気管等に沈着して呼吸器に影響を及ぼす。

3 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 2.5 μm (=0.0025 mm) 以下の微細な粒子の総称である。

主な発生源は浮遊粒子状物質 (SPM) と同様と考えられるが、人為発生源に由来する粒子の比率が高いといわれている。

微小粒子状物質は粒径が小さいため、吸い込むと肺の奥まで達し、ぜん息等呼吸器の疾患、脳血管疾患等循環器の疾患、肺がんを引き起こすおそれがあるとされている。

4 光化学オキシダント (O_x)

オゾン (O₃)、パーオキシアセチルナイトレート (PAN) 等の酸化性物質の総称であり、大気中の窒素酸化物 (NO_x) と炭化水素 (炭素と水素からなる物質の総称) から、紫外線による光化学反応で生成する。

なお、光化学スモッグとは、日差しが強い、気温が高い、風が弱い等の特殊な気象条件下で光化学オキシダントが滞留し、白くモヤがかかったような状態のことをいう。

いわゆる光化学スモッグの原因となり、粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物等植物への影響も観察されている。

5 二酸化硫黄 (SO₂)

無色、刺激臭のある気体であり、主に、火山活動等の自然現象によるもののほか、化石燃料に含まれる硫黄分 (S 分) の燃焼、酸化により生成する。

呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼等に影響を与える酸性雨の原因物質になると言われている。

6 一酸化炭素 (CO)

無色、無臭の気体で、主として物の不完全燃焼により生成する。都市部では、主に自動車排出ガスに起因するといわれている。

血液中のヘモグロビンと結合して、酸素を運搬する機能を阻害する等の影響を及ぼすほか、温室効果ガスである大気中のメタンの寿命を長くすることが知られている。

(一部、環境省資料から引用)

(参考 2) 有害大気汚染物質等について

物 質 名	用 途	毒 性
ベンゼン	有機合成原料、合成樹脂・合成ゴム・スプレーム等原料、溶剤	麻酔作用、造血機能障害、発ガン性
トリクロロエチレン	代替フロンの原料、脱脂洗浄剤、溶剤、殺虫剤、羊毛脱脂洗浄	麻酔作用、中枢神経障害
テトラクロロエチレン	代替フロンの原料、ドライクリーニング溶剤、脱脂洗浄剤、溶剤	麻酔作用、中枢神経障害、肝機能障害
ジクロロメタン	洗浄剤、医薬・農薬溶剤、エアゾール噴射剤、塗料はく離剤	麻酔作用、中枢神経障害
アクリロニトリル	合成樹脂原料、塗料・化粧品原料等の合成原料、アクリルアミドの原料	麻酔作用、神経障害、皮膚炎
アセトアルデヒド	有機合成原料、防腐剤、防カビ剤、写真現像溶剤、燃料配合剤、接着剤	呼吸器障害、麻酔作用
塩化ビニルモノマー	ポリ塩化ビニル原料	麻酔作用、発ガン性
塩化メチル	シリコーン樹脂の原料、界面活性剤、農薬の原料	麻酔作用
クロロホルム	代替フロンの原料、フッ素樹脂原料、抽出溶剤	麻酔作用、肝機能障害
1,2-ジクロロエタン	塩化ビニルモノマー原料、フィルム洗浄剤、溶剤、殺虫剤、燻蒸剤	肝・腎障害、中枢神経障害、麻酔作用
水銀及びその化合物	各種電極、金・銀等の抽出液、蛍光灯、計器類（血圧計、温度計、体温計等）	腎障害、中枢神経障害
ニッケル化合物	電気メッキ、電鍍、触媒、着色剤、ステンレス鋼・特殊鋼原料、電池	呼吸器障害、皮膚炎、発ガン性
ヒ素及びその化合物	高純度半導体、防腐剤、合金添加元素、ガラス消泡剤	皮膚の色素沈着、肝・腎・胃腸障害、発ガン性、末梢神経障害
1,3-ブタジエン	合成ゴム原料、合成樹脂原料	麻酔作用、発ガン性
マンガン及びその化合物	乾電池、酸化剤、フェライト、花火・マッチ原料、硝子着色剤	呼吸器障害、運動失調、パーキンソン病
クロム及びその化合物	研磨剤、顔料、皮なめし剤、写真製版	発ガン性（六価）
酸化エチレン	有機合成原料、界面活性剤、燻蒸消毒、殺菌剤	発ガン性、末梢神経障害
トルエン	有機合成原料、添加剤、溶剤	神経障害、腎障害、麻酔作用
ペリリン及びその化合物	工業用製品原料（X線窓、航空機部品等）、音響用スピーカーの振動板	皮膚炎、結膜炎、肺疾患、発ガン性
ベンゾ[a]ピレン	非意図的生成物質	発ガン性
ホルムアルデヒド	合成樹脂原料、消毒剤、有機合成原料	皮膚炎、呼吸器障害、発ガン性

備考

リスクコミュニケーションのための化学物質ファクトシート 2012 年版（環境省）及び GHS 関係各省による分類結果等を参考にした。